

再生可能エネルギー発電設備の設置が適当でないエリア等一覧

(1) 設置が適当でないエリア (レッドエリア)

法令上開発行為が厳しく制限されている区域や防災、景観、環境等の観点から、発電施設が設置されることにより、周辺に甚大な影響が想定される区域などを、本ガイドラインでは、「設置が適当でないエリア」とします。
 「設置が適当でないエリア」は、事業を継続するうえで様々なリスクが生じる可能性があるため、これらのエリア内での設置は適当ではありません。

区分	エリア (区域の名称等)	根拠法令等	エリアの確認方法	ガイドラインの届出
				設置容量を問わず地面に設置した場合
「設置が適当でないエリア」 森林機能保全・ 災害防止・ 保全	① 砂防指定地	砂防法	長野県信州くらしのマップ 「防災」 (インターネット)	必要
	② 地すべり防止区域	地すべり等防止法		
	③ 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		
	④ 土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法		
	⑤ 保安林	森林法		
保全 農地	⑥ (1) 農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律	長野県 農業政策課	必要
	(2) 第1種農地	農地法	阿南町農業委員会事務局	
文化景観・ 財保・ 保全	⑦ 指定等文化財		阿南町教育委員会	必要
	(1) 国指定等文化財	文化財保護法		
	(2) 県指定等文化財	長野県文化財保護条例		
自然環境保全	⑧ 国立公園・国定公園		長野県ホームページ 「長野県自然公園の紹介」	必要
	(1) 特別保護地区	自然公園法 (天竜奥三河国定公園)		
	(2) 第1種特別地域			
	(3) 第2種特別地域			
	(4) 第3種特別地域			
(5) 普通地域				
⑨ 鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	長野県ホームページ 「鳥獣保護区等位置図及び区域説明書について」	必要	

(2) 設置に慎重な検討が必要なエリア (イエローエリア)

発電施設の規模等によっては、法令上の手続きが不要な場合もありますが、防災、景観、環境、地域等への影響が懸念される区域などを、本ガイドラインでは、「設置に慎重な検討が必要なエリア」とします。
 「設置に慎重な検討が必要なエリア」は、事業を継続するうえで様々なリスクが生じる可能性があるため、設置場所の検討も含め慎重な検討を必要とします。
 本ガイドラインで規定する「設置に慎重な検討が必要なエリア」は次のとおりです。

区分	エリア (区域の名称等)	根拠法令等	エリアの確認方法	ガイドラインの届出
				設置容量を問わず地面に設置した場合
「設置に慎重な検討が必要なエリア」 森林機能保全・ 災害防止・ 保全	① 土砂災害警戒区域	土砂災害防止法	長野県信州くらしのマップ 「防災」 (インターネット)	必要
	土砂災害危険箇所等	土石流危険渓流及び土石流危険区域調査要領 急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領 地すべり危険箇所調査要領		
	(1) 土石流危険渓流			
	(2) 土石流危険区域			
	(3) 急傾斜地崩壊危険箇所			
(4) 地すべり危険箇所				
(5) 地すべり危険地				
③ 地域森林計画の対象民有林	森林法	長野県信州くらしのマップ 「自然・環境・森林」 (インターネット)		
文化景観・ 財保・ 保全	④ 埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	阿南町教育委員会	必要
自然環境保全	⑤ 長野県自然環境保全条例の指定区域	長野県自然環境保全条例	長野県ホームページ 「長野県自然公園の紹介」	阿南町は該当なし
	(1) 特別地区、野生動植物保護地区			
	(2) 普通地区			
(3) 郷土環境保全地域				
⑥ 鳥獣保護区 (和合丸山)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	長野県ホームページ 「鳥獣保護区等位置図及び区域説明書について」	必要	

(3) その他のエリア

上記のいずれにも属さないエリアについては、法令上の手続きが不要な場合もありますが、地域住民の理解を得たうえで事業を行うことが重要であることから、発電施設を設置する場合、隣接住民等に対する説明会を実施し、届出を提出してください。

区分	エリア (区域の名称等)	根拠法令等	エリアの確認方法	ガイドラインの届出
				設置容量を問わず地面に設置した場合
「設置が適当でないエリア」及び「設置に慎重な検討が必要なエリア」のいずれにも属さないエリア				必要